

鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況について

(臨時報告書)

未整備駅名	三島駅
未整備駅の 所在都道府県及び市区町村	都道府県：静岡県 市区町村：三島市
路線名	駿豆線
1日の平均利用者数 (平成20年度末現在)	18,511人

鉄道事業者又は軌道経営者	伊豆箱根鉄道(株)
関係自治体	静岡県、三島市

バリアフリー化に関する現状

駅舎の地中梁がそのまま段差となっているため、解消するためには構造を根本から変更する必要がある。広場側にスロープ等を設置するには、通路幅が不足し旅客通行の妨げとなる。JR東海所有地であり商業施設にも影響を及ぼす。駅前再開発の計画もある当駅は、補助金の関係もあり段差解消が極めて困難である。

バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者(軌道経営者)におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(必須)

質問1 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

(未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。)

以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

補助金を申請・施工し資産償却がなされる前に駅前再開発が行われた場合、自己資金で行うだけの体力がない。基準には適合していないが仮設的にスロープ等を設置し、とりあえずの段差解消を行っている。ホームのスロープは手すり未設置だが、旅客流動を阻害してしまうため、やむを得ない状況。

質問4 平成23年(注)以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

・ 実現までのプロセス(スケジュール表等の添付も可)

(未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。)

補助金を申請・施工し資産償却がなされる前に駅前再開発が行われた場合、自己資金で行うだけの体力がない。基準には適合していないが仮設的にスロープ等を設置し、とりあえずの段差解消を行っている。ホームのスロープは手すり未設置だが、旅客流動を阻害してしまうため、やむを得ない状況。

(注)様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。

[様式]

(調査)

バリアフリー法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、これら責務を踏まえ、所在都道府県及び市区町村におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(任意)

都道府県(未整備駅の所在都道府県の記載事項)

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

静岡県においては、すべての人が暮らしやすい社会を実現するため、「しずおかユニバーサルデザイン行動計画(平成12年度)」を策定し、施策を推進している。また、その一環として「静岡県鉄道駅ユニバーサルデザイン施設整備事業費助成(平成12年度)」を創設し、1日平均5,000人以上かつ段差が5m以上の鉄道駅への身体障害者対応型エレベーター、エスカレーター及びこれらと一体的に整備するユニバーサルデザイン施設の整備費用の一部を国と協調して鉄道事業者等に補助する市町村(政令市を除く)に対し、事業費の1/6(1駅につき上限35百万円)を補助している。(橋上化等大規模改良は補助対象外。)

質問 質問 で(2)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由の具体的な内容をご回答下さい。

当該駅にはバリアフリー基準外のスロープが設置されているが、JR三島駅の南北自由通路化を含む周辺整備構想も地元が存在する中で、当該駅舎の改良のみで駅前広場との段差を解消させることは、構造上困難である、と聞いている。

市区町村(未整備駅の所在市区町村の記載事項)

質問 未整備駅について、基本構想の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

質問 質問 で(2)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由を具体的にご回答下さい。

三島市においては、「三島市移動円滑化基本構想(平成20年3月)」に基き、市内における高齢者や障害者などの移動の確保に向け、整備を推進しています。当該駅は構造上バリアフリー化が困難であり、基本構想の整備対象駅には入っていません。今後、鉄道事業者の検討状況を踏まえて、対応を検討したいと考えている。

担当部署等名	
鉄道事業者又は軌道経営者	伊豆箱根鉄道
都道府県	静岡県 企画部 政策推進局 交通政策室
市区町村	三島市 地域振興部 地域安全課